

見直し状況の中間公表の様式

資 格 名	特別管理産業廃棄物管理責任者
1 見直しのスケジュール	(1) 見直し開始時期 平成13年5月頃 (2) 結論予定時期 平成14年1月頃 (3) 措置予定時期 平成14年3月頃
2 見直しの体制	(1) 主管課 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 (2) 責任者の官職氏名 産業廃棄物課長 由田秀人 (3) 担当人数 3人 (4) 見直し方法 実態調査を行い、見直しを検討。
3 当該必置資格等に係る過去の指摘及びこれに対する対応	・規制改革委員会「規制改革についての見解」における指摘を踏まえ、下記のとおり対応。 (1) 代替手法の導入 近年、環境マネジメントシステムの認証制度が我が国でも浸透しつつあることから、例えばISO14001による環境システムの審査登録を受けている事業所における管理責任者を特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件を満たす者であると認められるか否かについて検討を行うべきであるとの指摘を踏まえ、今年度検討予定。 (2) 外部委託の許容 特別管理産業廃棄物管理責任者は、資格者を置くべき事業場の事業者と直接的な雇用関係にある者から選任することとする運用がなされているが、設置者との責任関係を明確にした上で、設置者と直接的な雇用関係にないが正当な資格を有する者からも選任することが可能となるよう検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるべきであるとの指摘を踏まえ、廃棄物処理法上、外部委託を禁ずるものではない旨を周知済み。

<p>4 当該必置資格等に係る 制度改正の状況</p>	<p>(1) 改正年度 平成12年度</p> <p>(2) 改正内容 特別管理産業廃棄物管理責任者講習に対する大臣認定制度の廃止</p> <p>(3) 背景事情 「公益法人に対する検査等の委託に関する基準」(平成8年9月閣議決定)等</p>
<p>5 見直しの基準・視点に 基づく見直しの状況 (1) 基準・視点 【廃止を含め在り方検討】</p>	<p>・該当なし (理由) 特別管理産業廃棄物は人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものであり、排出者責任のもと、その処理に係る業務を適正に行わせるため、廃棄物に関する一定の知識と経験を有する者を、管理責任者として設置する必要がある。</p>
<p>(2) 基準・視点 【代替手法の導入】</p>	<p>・ISO14001による環境マネジメントシステムの審査登録を受けている事業所における管理責任者などが特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件を満たすものと認めるかどうかについて検討予定。</p>
<p>(3) 基準・視点 【必置単位、必要人数、資格者の業務範囲の見直し】</p>	<p>・該当なし (理由) 廃棄物の管理は、排出事業所ごとに廃棄物の種類や排出の実態に応じて適切に行う必要があり、事業所ごとに置く必要がある。</p>
<p>(4) 基準・視点 【余りにも細分化された資格の統合・拡大】</p>	<p>・該当なし (理由) 一定の有害性を持つ廃棄物の管理責任を負わせる資格制度は他にないため。</p>
<p>(5) 基準・視点 【兼務・統括の許容】</p>	<p>・該当なし (理由) 廃棄物の管理は、排出事業所ごとに廃棄物の種類や排出の実態に応じて適切に行う必要があり、事業所ごとに置く必要がある。</p>
<p>(6) 基準・視点 【外部委託の許容】</p>	<p>・該当なし (理由) 既に許容されている。</p>
<p>(7) 基準・視点 【必置資格等の性格や位置付けの明確化】</p>	<p>・該当なし (理由) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第5項に定めている。</p>
<p>(8) 基準・視点 【実務経験要件の見直し】</p>	<p>・検討予定</p>
<p>(9) 基準・視点 【学歴要件の見直し】</p>	<p>・検討予定</p>
<p>(10) 基準・視点</p>	<p>・該当なし</p>

【試験・講習の実施】	(理由) 試験・講習の要件はない。
(11) 基準・視点 【試験・講習の改善等、資格取得要件の改善】	・該当なし (理由) 試験・講習の要件はない。
(12) 基準・視点 【関連・類似資格の統合、乗り入れ】	・該当なし (理由) 関連・類似資格はない。
(13) 基準・視点 【受験資格及び資格取得に係る特例認定基準の明文化・公表】	・該当なし (理由) 特例措置はない。
(14) 基準・視点 【障害を理由とする欠格事由の見直し】	・該当なし (理由) 欠格事由はない。
(15) 基準・視点 【資格の有効期間又は定期講習の義務付けの見直し】	・該当なし (理由) 資格の有効期間及び定期的な講習の義務付けはない。
(16) 基準・視点 【委託先民間団体の多様化】	・該当なし (理由) 行政委託型の講習はない。
(17) 基準・視点 【規制の国際的整合化の視点】	・該当なし (理由) 一定の有害性を有する廃棄物についての規制の在り方は各国の事情に応じて設定されるべきもので、国際的整合性を図ることは困難である。
(18) 基準・視点 【専任規定の見直し】	・該当なし (理由) 専任規定はない。